

南原地区まちづくり景観形成住民協定書

(前 文)

中央アルプスの山麓であり、南アルプスの雄大な風景を望む南箕輪村南原地区は、自然豊かな美しい地域です。

この地域は、四季折々に美しい伊那谷の風景を楽しむことができ、自然あふれる伊那谷に暮らすことの愉悦を感じさせてくれます。

私たちはこのような恵まれた景観を守り、次の世代に引き継いでいくためにこの住民協定を締結します。

(目 的)

第1条 この協定は、南原地区における環境整備と景観形成に必要な事項について協定し、安全で住みやすい美しいまちづくりを進めることを目的とします。

(景観形成住民協定地域)

第2条 この協定の対象となる地域（以下「協定地域」といいます。）は、別図に示す地域とします。

(協定の締結)

第3条 この協定は、協定地域内の土地所有者並びに建物所有者及び賃借人等の3分の2以上の合意により締結します。（以下協定を締結した者を「協定者」といいます。）

(景観形成基準)

第4条 協定地域内における目的達成のため、南原地区まちづくり景観形成住民協定景観形成基準（以下「景観形成基準」といいます。）を定め、これに適合するように努めます。

(協定の効果)

第5条 協定地域内の権利を移転する場合は、譲受人に協定内容を引き継ぐよう協力を求めるものとします。

2 協定の施行日以降、新たに協定地域内に権利を取得した者に対しても、協力を求めるものとします。

3 協定地域内では、協定者以外の土地所有者、及び建物所有者及び賃借人等に対しても、この協定内容について協力を求めることとします。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年とします。

2 この協定の有効期間満了前に協定者の過半数に廃止の意思がないときは、さらに5年間延長し、以後も同様とします。

(協定の変更、廃止)

第7条 この協定を変更する場合は、協定者の3分の2以上の合意をもって成立するものとします。

2 この協定を廃止する場合は、協定者の過半数の合意がなければならないものとします。

(協定者会)

第8条 この協定の運営を行なうため、協定者全員により「南原地区まちづくり景観形成住民協定者会」（以下「協定者会」といいます。）を組織します。

(協定者会の役員)

第9条 協定者会に次の役員をおきます。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |
| (6) 幹事 | 20名以内 |

2 会長は、協定者会の中から選出します。

3 副会長、事務局長、会計及び監事は、協定者会の中から会長が指名します。

4 この協定者会に、会長が委嘱する顧問及び相談役を若干名置くことができます。

5 役員は協定に関する事項を処理するものとします。

(役員の仕事)

第10条 会長は、会議を総括し、協定の適正な運用を行ないます。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

3 事務局長は、会議の庶務を行ないます。

4 会計は、会議の会計を処理し、監事は、会計を監査します。

(任 期)

第11条 会長の任期は、2年とし再任は妨げないものとします。ただし、任期中何らかの理由により欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の任期の残任期間とします。

2 他役員の任期は1年とし、再任することができます。

(会 議)

第12条 会議は役員会とし、会長が召集し、会長が議長となります。

2 役員会は、役員で組織し、役員の過半数の出席（委任状を含みます。）によって成立し、議案は出席者の過半数をもって可決します。

(会 計)

第13条 この協定者会の会計年度は、4月1日から3月31日までとします。

(補 則)

第14条 この協定に規定するもののほか、協定の実施に関して必要な事項は別に定めます。

附 則

1 この協定は、平成18年6月20日から効力を発するものとします。

協定締結代表者

南原地区まちづくり景観形成住民協定者会長

長野県上伊那郡南箕輪村9641番地1 飯島 英之